

資料 5

佐倉市健やかまちづくり推進委員会
平成 29 年 12 月 20 日（水）

健康増進計画 「健康さくら 2 1（第 2 次）」について

1. 計画の概要

第 I 章 計画の概要

1. 計画策定の背景

佐倉市健康増進計画「健康さくら 2 1」は、平成 16 年 3 月に策定され、平成 20 年度の間見直しを経て、平成 24 年度に計画の目標年度を迎えました。引き続き、平成 25 年度以降についても、市民の健康づくりと健やかな親子づくりを推進するため、新たな健康増進計画（第 2 次）を策定することとしました。

また、本計画には、国の示す「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」を反映するものとしてしました。

2. 計画策定の位置づけ

「第 4 次佐倉市総合計画」に基づき、市民の健康づくりや健やかな親子づくりを進めるための考え方や取組みを示した計画とし、他の関連分野の計画とも連携を保つものとしてしました。

また、国の健康増進計画「健康日本 2 1」と母子保健推進計画「健やか親子 2 1」とも整合性を保ちつつ、佐倉市の地域性も尊重した計画としてしました。

3. 計画の期間

計画期間は、平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間としてしました。国及び千葉県の健康増進計画の中間評価が平成 29 年度に実施されていることから、その結果を待ち、平成 30 年度に計画の見直しを実施することとしました。

4. 基本理念と計画で目指す姿

基本理念は、「心もからだも健やかで、幸福な生活が送れること」と定めました。また、基本理念を実現するための目指すべき姿を「いつまでもいきいきと生活できる市民」及び「健康を支え合える地域社会」と定め、計画を推進しています。

5. 基本方針

- (1) 国の「健康日本 2 1」「健やか親子 2 1」を一体に含めた計画とする。
- (2) ヘルスプロモーションの考えを取り入れる。
- (3) 目指すべき姿の実現のため、目標と指標を設定し、達成状況を評価する。

6. 計画の体系

基本理念を実現するための具体的な取り組みとして「健やかな親子づくりの取り組み」及び「健康寿命の延伸・健康格差の縮小」の 2 つを計画の柱として構成し、5 つの基本姿勢のもとに、計画を推進しています。

第Ⅱ章 健やかな親子づくりの取り組み

本章は、国の母子保健の推進計画である「すこやか親子21」に基づき、「妊娠・出産・周産期」「健康管理」「育児」「思春期」の4項目に分類するとともに、各項目の指標は佐倉市の実情を勘案し、設定しました。

また、主な課題である育児への不安を抱える母親や自己肯定感の低い思春期世代への対応も重視し、「健やかな親子づくり」に向けた取り組みを推進するものとなりました。

1. 妊娠・出産・周産期

安心して出産を迎え、心安らかに子育てするため、出産・育児に関する知識の普及や安心して子どもを産み育てられる地域づくりの取り組みを推進します。

2. 健康管理

健やかな子どもを育てるため、食生活の充実、子どもの事故防止対策や生活習慣の改善への取り組みを推進します。

3. 育児

育児の負担及び不安を軽減するため、育児に関する情報の提供や、育児のための交流の場の提供などの取り組みを推進します。

4. 思春期

精神的・身体的に成長・発達する重要な時期である思春期を迎える中高生の健全な育成に向け、次世代を担う若者たちが前向きに、のびやかに育つ地域づくりの取り組みを推進します。

第Ⅲ章 健康寿命延伸・健康格差の縮小

本章は、国の次期「健康日本21」に基づき、「生活習慣病」「栄養・食生活」「身体活動・運動」「こころ」「飲酒」「喫煙」「歯と口腔」の7項目に分類するとともに、各項目の指標は佐倉市の実情を勘案し、設定しました。

また、主な課題であるがん検診・特定健診の受診率向上、運動習慣づくり、働き盛りの世代への自殺対策など、若い世代を対象にした問題の解消も重視し、「健康寿命の延伸・健康格差の縮小」に向けた取り組みを推進するものとなりました。

1. 生活習慣病

誰もが元気でいきいきとした生活を長く送れるよう、がんや循環器疾患の予防や健診受診率の向上の取り組みを推進します。

2. 栄養・食生活

健康との関連が強いと言われている体重を適正に保つため、食生活の改善をとおして、肥満等の解消や健康な生活習慣に向けた取り組みを推進します。

3. 身体活動・運動

生活習慣病、高齢者の寝たきりや認知症の要因である身体活動・運動不足の解消を図るため、日常生活をとおして、運動の習慣化や身体活動量の向上への取り組みを推進します。

4. こころ

ストレスと上手につきあい、こころの健康を保つため、こころの病気について正しく理解し、ストレスの解消方法等を提案し、こころの健康を保つ取り組みを推進します。

5. 飲酒

過度の飲酒は、生活習慣病のリスクを高め、未成年・妊婦の飲酒は、子どもの成長に大きな影響を与えます。お酒との正しい付き合い方や、妊婦、未成年に飲酒をさせないための取り組みを推進します。

6. 喫煙

肺がんや循環器疾患の要因である喫煙や受動喫煙を減らすため、喫煙の害に関する知識の普及や禁煙を支援する取り組みを推進します。

7. 歯と口腔

歯と口腔の健康は、健やかな成長や生活習慣病の予防など全身の健康づくりに重要な役割を果たしています。乳児期から高齢期までの生涯にわたる歯科疾患の予防や歯の喪失を抑制する取り組みを推進します。

2 計画の見直しについて

(1) 見直しの考え方

佐倉市健康増進計画「健康さくら21（第2次）」は、平成25年3月に策定され、平成34年度までを計画期間とする10年間の計画です。計画策定から5年後を目途に、市民の現状を踏まえ、国や県の健康増進計画の動向を注視しながら、計画の見直しを実施することとしています。

また、平成28年3月には、自治体に自殺対策の計画作りを義務づける改正自殺対策基本法が成立し、全ての都道府県と市区町村に対し、地域の実情に応じた自殺対策の計画作成が義務付けられました。これにより、「健康さくら21（第2次）」の見直し後の計画では、「(仮称)佐倉市自殺対策計画」を含有するものとします。

(2) 見直しの時期

| | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 |
|---------------------|------|-----|-----|------|--------------|-------|----------|------|-----|-----------|
| 健康さくら21 (第2次) | | | | | 市民健康 意識調査 | 中間見直し | | | | |
| 健康日本21 (第2次) | | | | | 中間評価 | | | | | |
| 健やか親子21 (第2次) | | | | | | | 中間 評価 | | | H36 まで |
| 健康ちば21 (第2次) | | | | | 中間評価 | | | | | |
| 佐倉市総合計画 (後期基本計画) | 前期計画 | | | 後期計画 | | | | 次期計画 | | |

(3) 計画の見直しの方向性

- ①計画の進捗状況や市民健康意識調査結果から中間評価を行います。
- ②国、県の動向を踏まえた計画とします。
 - 健康日本21（第二次）
平成29年度に中間評価（目標に対する実績や取組の評価）を行い、平成30年の夏ごろを目途にまとめることとしている。
 - 健やか親子21（第二次）
平成31年度に中間評価を実施予定。
 - 健康ちば21（第二次）
県も国の健康日本21（第二次）と同様に、平成29年度に中間評価を実施。
- ③「(仮称) 佐倉市自殺対策計画」を含有した計画とします。
- ④佐倉市総合計画と整合性を持った計画とします。

(4) 計画の見直しのスケジュール

- ①「健康さくら21（第2次）見直しプロジェクト」
平成29年5月に、健康増進課、各保健センター職員12人をメンバーとし、「健康さくら21（第2次）見直しプロジェクト」を立ち上げました。平成29年度はプロジェクト会議を5回開催し、市民健康意識調査の調査項目について検討しました。
- ②市民健康意識調査の実施
⇒平成30年2月～3月
計画の見直しにあたり、市民の皆さまの健康に関する意識や行動、健康づくりに関するご意見などを聞くための調査です。
*市民健康意識調査（案）添付
- ③「健康さくら21（第2次）」見直し内容検討
⇒平成30年6月～平成30年12月
佐倉市健やかまちづくり推進委員会を年4回開催し、計画の見直し（案）を策定します。
- ④パブリックコメントの実施
⇒平成30年12月
- ⑤見直し後の計画書完成
⇒平成31年3月